

## アレルギー疾患対策に係る国の施策と県における取組

平成30年6月

**アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月25日施行）**

第5条 地方公共団体の責務

第13条 都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画

**アレルギー疾患対策基本指針（平成29年3月21日厚生労働大臣告示）**

第1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

(2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務

○地方公共団体：地域の特性に応じた施策の策定及び実施

第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギーの予防のための施策に関する事項

- ・学校、児童福祉施設、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者支援施設等における啓発等
- ・乳幼児健診などでの情報提供、受診勧奨 ・医療保険者等への啓発等 ・環境基準の確保
- ・森林の適正な整備 ・受動喫煙防止 ・食品表示制度の遵守 等

**「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」**

(平成29年7月28日厚生労働省健康局長通知)

- 3 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定
- 4 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の設置


**県の施策**
**1 県アレルギー疾患医療拠点病院の選定（平成30年3月指定）**

役割：重症・難治性疾患の診療、情報提供、人材育成、研究 等

**2 県アレルギー疾患医療連絡協議会の設置（平成30年6月）**構成：県、拠点病院、地域の医療機関、医師会、市町村、教育委員会、患者団体等  
役割：実状の継続把握、診療連携体制、情報提供、人材育成等の企画立案・実施**3 県アレルギー疾患対策推進指針の策定（平成30年度中）**